

子どもの転落防止対策調査要領

1 趣旨

障害児通所支援事業所に対して、各事業所内における児童の転落の危険がある箇所について転落防止対策の観点より安全点検を行い、転落防止対策の必要がある箇所を把握するための調査を行うもの。

2 調査要領

(1) 調査対象箇所

- ア 2階以上にある指導訓練室・相談室・廊下等の窓
ただし、窓から外部への落下先が指導訓練室・相談室に接する廊下やテラス等、同一階である場合を除く。
- イ 屋内階段、児童が常時使用する屋外階段
- ウ 2階以上にあるテラス、屋上園庭等
- エ 2階以上にある吹抜けに面した廊下等

※ 障害児通所支援事業所として指定されている場所についてのみを対象とする。指定場所以外の建物の廊下や階段等については、調査委対象外とする。

※ 1階については、転落の可能性がないわけではないが、災害時の避難経路の確保を優先するため、今回の調査の対象外とする。(ただし、窓の近くに足がかりになるものを置かないなどの常日頃の事故防止対策は必要。)

※ 屋外の避難用階段や避難用滑り台については、普段から児童が使わないよう対策が施されているとの前提の上、避難時に利用する際は職員が児童に付き添い安全が確保されるため調査対象外とする。

(2) 調査方法

	対象箇所	調査項目
ア	2階以上にある指導訓練室、相談室、廊下の窓 (ただし、落下先が同一階の廊下やテラス等である場合を除く。)	①窓台と転落防止用の柵、手すり、ネット等を合わせた高さが床面から110cm以上あり、かつ、柵や手すりの場合、柵や手すりの間隔が内寸11cm以下である。 ②柵、手すり、ネット等が足がかりとならない形状となっている。 ③窓の開口部から60cm以内の距離に足がかりとなるものが設置されていない、もしくは60cm以内の距離にあっても、足がかりとならないための対策がとられている。 ④上記の対策がされていない場合で、窓に開口幅を制限するストッパーや補助錠が設置されている。

イ	屋内階段、児童が常時使用する屋外階段	<p>①手すり壁と転落防止の柵、手すり、ネット等を合わせた高さが、階段の踏面の先端から110cm以上あり、かつ、柵、手すりの場合、その間隔が内寸11cm以下である。</p> <p>②柵、手すり、ネット等が足がかりとならない形状となっている。</p> <p>③上記の対策がされていない場合で、階段の降り口に児童が開閉できない柵等が設けられている。</p>
ウ	2階以上にあるテラス、屋上園庭等	<p>①柵、手すり、フェンス等は以下の高さを確保し、かつ、柵の場合、柵の間隔が内寸11cm以下である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床から足がかりまでの高さが65cm未満の場合は、足がかりから手すりの上端までが110cm以上 ・床から足がかりまでの高さが65cm以上の場合は、床面から110cm以上
エ	2階以上にある吹抜けに面した廊下等	<p>②柵、手すり、フェンス等が足がかりとならない形状となっている。</p> <p>③柵、手すり、フェンス等から60cm以内の距離に足がかりとなるものが設置されていない、もしくは60cm以内の距離にあっても、足がかりとならないための対策がとられている。</p> <p>④柵、手すり、フェンス等が腐食・錆びていない。</p>

3 報告

回答フォームにて、10月6日（金）までに子ども福祉課子ども発達支援係まで報告する。

【回答フォーム】

URL：「<https://logofom.jp/form/mX9C/368401>」



4 結果について

上記、要領に基づき調査した結果、「報告対象」となった箇所については、令和6年度予算措置を予定しているため、追って対策等について指示をする。